

郵便またはインターネットによる

**議決権行使期限**

2020年6月23日(火)  
午後5時まで



証券コード: 8399

第**104**期

# 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月24日(水)  
午前10時(受付開始: 午前9時)

場所

那覇市泉崎2丁目46番地  
沖縄ハーバービューホテル  
2階 彩海の間

## 目次

■ 第104期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役9名選任の件	6
第3号議案 監査役3名選任の件	13
添付書類	
■ 事業報告	19
■ 計算書類	30
■ 連結計算書類	32
■ 監査報告書	34
株主総会会場のご案内	

## <新型コロナウイルスに関するお知らせ>

本株主総会においては、株主様の安全を第一に考え、例年よりも大幅に縮小した規模で開催させていただくことを決定いたしました。座席についても2m間隔の距離を設けるため、会場の座席数を最大70席程度とさせていただきます。

そのため座席数に達した場合は、ご入場をお断りする場合がございます。ご理解ご協力のほど、何卒お願い申し上げます。

株主様におかれましても極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、総会当日のご出席の見合わせもご検討くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

(別紙「お願いについて」ご参照)

※本年より、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただきます。また、2020年7月以降の株主優待定期預金を廃止させていただくこととなりました。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

株 主 各 位

那覇市久茂地1丁目11番1号  
株式会社 琉球銀行  
取締役頭取 川 上 康

## 第104期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当銀行第104期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染予防および株主様の安全のため、極力、書面またはインターネット（電磁的方法）により事前の議決権行使をいただき、総会当日のご出席の見合わせもご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- ① 日 時 2020年6月24日（水）午前10時
- ② 場 所 那覇市泉崎2丁目46番地  
沖縄ハーバービューホテル2階 彩海の間
- ③ 目的事項
- 報告事項 ①第104期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
- ②第104期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役9名選任の件  
第3号議案 監査役3名選任の件

#### ④ 議決権の行使についてのご案内

議決権の行使には、次の3つの方法がございます。

詳細は  
3頁～4頁  
をご覧ください



##### 株主総会に 出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2020年6月24日（水）  
午前10時



##### 郵送による 議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限** 2020年6月23日（火）  
午後5時まで



##### インターネット（電磁的方法） による議決権行使の場合

当銀行指定の議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、行使期限までに賛否をご入力ください。

**行使期限** 2020年6月23日（火）  
午後5時まで

- ① 郵送（議決権行使書面）及びインターネット（電磁的方法）の双方により議決権を行使された場合は、インターネット（電磁的方法）による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ② インターネット（電磁的方法）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後のインターネット（電磁的方法）による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

以上

▶ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当銀行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当銀行ウェブサイト（<https://www.ryugin.co.jp/corporate/ir/message/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

##### 1. 事業報告

- |  |                                  |
|--|----------------------------------|
| ① 当行の現況に関する事項のうち、「使用人の状況」、「営業所等の状況」及び「その他銀行の現況に関する重要な事項」 | ⑥ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 |
| ② 会社役員（取締役、監査役）に関する事項のうち「責任限定契約」                         | ⑦ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況    |
| ③ 社外役員に関する事項のうち「社外役員の兼職その他の状況」                           | ⑧ 特定完全子会社に関する事項                  |
| ④ 当行の新株予約権等に関する事項  | ⑨ 親会社等との間の取引に関する事項               |
| ⑤ 会計監査人に関する事項  | ⑩ 会計参与に関する事項                     |
|  | ⑪ その他                            |

##### 2. 計算書類等

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ① 個別注記表      | ③ 連結注記表        |
| ② 株主資本等変動計算書 | ④ 連結株主資本等変動計算書 |

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。

▶ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当銀行ウェブサイト（<https://www.ryugin.co.jp/corporate/ir/message/>）に掲載させていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## 議決権行使期限

2020年6月23日（火）  
午後5時まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、右記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

## 議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

## 議決権電子行使 プラットフォームについて

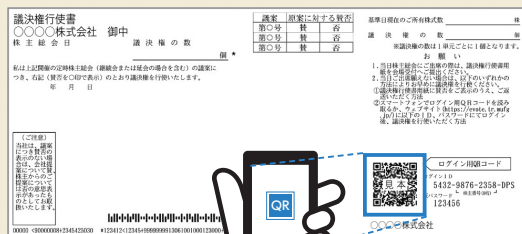
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましても、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当銀行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。



## 「QRコード行使」による方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

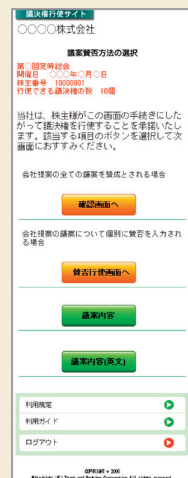
- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

## QRコードを用いた ログインは1回に 限り可能です。

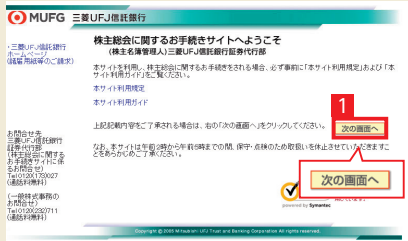
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右頁の「「議決権行使ウェブサイト」による方法」をご確認ください。



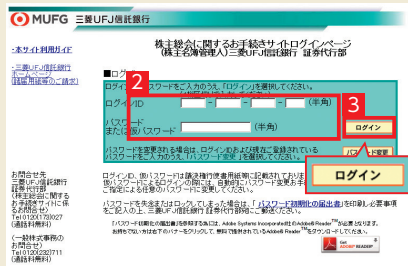


## 「議決権行使ウェブサイト」による方法

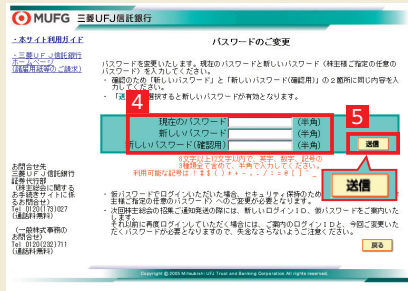
・前頁記載の議決権行使ウェブサイトへアクセス。



1 「次の画面へ」を  
クリック



2 お手元の議決権行使書の右下に記載された  
「ログインID」および「仮パスワード」を入力  
3 「ログイン」をクリック



4 新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード(確認用)入力欄」の両方に入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

5 「送信」をクリック

6 確認画面が出たら、「確認」をクリック

以降は案内にしたがってご入力願います。

# 株主総会参考書類

---

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、内部留保の充実に努めつつ、業績や金融環境および将来的な株主価値向上の観点等を含め総合的に勘案して配当を実施していくことを基本方針としております。

上記基本方針および当期業績結果を総合的に勘案し、当期末の配当につきましては、基本方針に基づき次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
普通株式1株につき金17円50銭とさせていただきたいと存じます。なお、この場合の配当総額は751,235,118円となります。これにより、当期の年間配当金は、中間配当金の1株につき金17円50銭と合わせ1株につき金35円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月25日（木）

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、当行は取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する観点から、取締役会の任意の諮問機関としてコーポレートガバナンス委員会を設置しており、取締役候補者につきましては、同委員会の審議を経て決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	
①	金城 棟 啓	代表取締役会長	再任
②	川上 康	代表取締役頭取	再任
③	松原 知之	代表取締役専務	再任
④	普久原 啓之	常務取締役	再任
⑤	渡嘉敷 靖	常務取締役	再任
⑥	城間 泰	常務取締役	再任
⑦	譜久山 當則	社外取締役	再任 社外
⑧	花崎 正晴		新任 社外
⑨	富原 加奈子		新任 社外 女性



生年月日  
1954年8月2日生  
所有する当行の株式数  
15,316株  
取締役会への出席状況  
15回/15回 (100%)

1 <sup>きん</sup> <sup>じょう</sup> 金城 <sup>とう</sup> <sup>けい</sup> 棟 啓

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月	当行入行	[当行における担当]
2001年 4月	同リスク管理部長	監査部
2004年 6月	同執行役員総合企画部長	
2005年 6月	同取締役総合企画部長	
2008年 6月	同常務取締役	
2012年 4月	同代表取締役頭取	
2017年 4月	同代表取締役会長	
	現在に至る	

取締役候補者とした理由

金城棟啓氏につきましては、リスク管理部長、取締役総合企画部長、常務取締役、代表取締役頭取等を歴任し、2017年4月より代表取締役会長を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としました。



生年月日  
1961年8月19日生  
所有する当行の株式数  
13,633株  
取締役会への出席状況  
15回/15回 (100%)

2 <sup>かわ</sup> <sup>かみ</sup> 川 上 <sup>やすし</sup> 康

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月	当行入行	2017年 4月	同代表取締役頭取
2010年12月	同コザ支店長		現在に至る
2012年 6月	同営業統括部長		
2013年 6月	同執行役員営業統括部長		
2014年 6月	同取締役営業統括部長		
2015年 6月	同取締役総合企画部長兼 関連事業室長		
2016年 6月	同常務取締役		

取締役候補者とした理由

川上康氏につきましては、取締役営業統括部長、取締役総合企画部長、常務取締役等を歴任し、2017年4月より代表取締役頭取を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としました。





生年月日

1958年9月14日生

所有する当行の株式数

9,500株

取締役会への出席状況

15回/15回 (100%)

### 3 松原 知之

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	当行入行	2015年 6月	同常務取締役
2008年 6月	同審査部長	2017年 4月	同代表取締役専務
2011年 6月	同執行役員審査部長		現在に至る
2012年 6月	同執行役員事務統括部長	.....	
2013年 6月	同取締役事務統括部長	[当行における担当]	
2014年 6月	同取締役総合企画部長兼 関連事業室長	営業統括部・営業推進部・事務統括部・ 事務集中部・ペイメント事業部・リテール事業部	

#### 取締役候補者とした理由

松原知之氏につきましては、執行役員審査部長、取締役事務統括部長、取締役総合企画部長、常務取締役等を歴任し、2017年4月より代表取締役専務を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから取締役候補者としてしました。



生年月日

1960年9月27日生

所有する当行の株式数

7,964株

取締役会への出席状況

15回/15回 (100%)

### 4 普久原 啓之

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	当行入行	2016年 6月	同取締役総合企画部長兼 関連事業室長
2007年 6月	同名護支店長		
2010年 6月	同コンサルティング営業 部長	2017年 4月	同常務取締役
			現在に至る
2012年 6月	同人事部長	.....	
2014年 6月	同執行役員人事部長	[当行における担当]	
2015年 6月	同取締役営業統括部長	審査部・リスク統括部	

#### 取締役候補者とした理由

普久原啓之氏につきましては、コンサルティング営業部長、執行役員人事部長、取締役営業統括部長、取締役総合企画部長等を歴任し、2017年4月より常務取締役を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



生年月日  
1961年9月25日生  
所有する当行の株式数  
7,664株  
取締役会への出席状況  
15回/15回 (100%)

と か し き やすし  
**5 渡嘉敷 靖**

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月	当行入行	2017年 4月	同常務取締役 現在に至る
2006年 4月	同普天間支店長		
2009年 4月	株式会社OCS 専務取締役		
2012年 6月	当行小祿支店長		
2014年 6月	同本店営業部長		
2015年 6月	同執行役員本店営業部長		
2016年 6月	同取締役営業推進部長		

[当行における担当]  
法人事業部・証券国際部・法人営業部

取締役候補者とした理由

渡嘉敷靖氏につきましては、執行役員本店営業部長、取締役営業推進部長等を歴任し、2017年4月より常務取締役を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



生年月日  
1962年4月12日生  
所有する当行の株式数  
8,464株  
取締役会への出席状況  
15回/15回 (100%)

しろ ま やすし  
**6 城間 泰**

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月	当行入行	2017年 6月	同取締役総合企画部長兼 関連事業室長
2004年 2月	同上ノ蔵支店長	2018年 4月	同常務取締役 現在に至る
2006年 6月	同西崎支店長		
2008年10月	同西原支店長		
2014年 6月	同事務統括部長		
2015年 6月	同執行役員人事部長		
2017年 4月	同執行役員総合企画部長 兼関連事業室長		

[当行における担当]  
総合企画部・人事部・総務部

取締役候補者とした理由

城間泰氏につきましては、事務統括部長、執行役員人事部長、取締役総合企画部長等を歴任し、2018年4月より常務取締役を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



生年月日  
1950年11月8日生  
所有する当行の株式数  
0株  
取締役会への出席状況  
15回/15回 (100%)

7 <sup>ふ く や ま ま さ の り</sup> 譜久山 當 則

再任  
社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年 4月	沖縄振興開発金融公庫 入庫	2018年 6月	当行社外取締役 現在に至る
1999年 3月	同調査部長	.....	
2003年 3月	同融資第一部長	[重要な兼職の状況]	
2007年 4月	同理事	なし	
2009年 5月	同副理事長		
2012年 7月	同理事長		
2016年 6月	同理事長退任		

社外取締役候補者とした理由

譜久山當則氏につきましては、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、公的金融機関の理事長経験に基づく金融全般に関する豊富な経験と専門的な知見により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者と認められることから、社外取締役候補者としました。



生年月日  
1957年1月11日生  
所有する当行の株式数  
0株  
取締役会への出席状況  
-回/-回 (-%)

8 <sup>は な ざ き ま さ は る</sup> 花 崎 正 晴

新任  
社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月	日本開発銀行（現日本政策投資銀行）入行	2012年 4月	一橋大学大学院商学研究 科教授
1985年 7月	在パリ経済協力開発機構	2020年 4月	埼玉学園大学教授 現在に至る
1994年 3月	米国ブルッキングス研究所	.....	
2000年10月	一橋大学経済研究所助教授	[重要な兼職の状況]	
2007年10月	日本政策投資銀行設備投資研究所長	埼玉学園大学教授	

社外取締役候補者とした理由

花崎正晴氏につきましては、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、海外勤務経験およびコーポレートガバナンスを専門とする大学教授としての豊富な経験と専門的な知見により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者と認められることから、新たに社外取締役候補者としました。



生年月日  
1956年8月7日生  
所有する当行の株式数  
0株  
取締役会への出席状況  
一回/一回 (-%)

とみ はら かな こ  
**9 富原加奈子**

**新任**

**社外**

**女性**

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- |          |                         |          |                    |
|----------|-------------------------|----------|--------------------|
| 1980年 4月 | 琉球石油株式会社（現株式会社りゅうせき）入社  | 2014年 5月 | 株式会社りゅうせき取締役（非常勤）  |
| 2001年 6月 | 株式会社りゅうせき経営企画 担当部長      | 2019年 5月 | りゅうせき商事株式会社代表取締役退任 |
| 2003年 6月 | 同取締役管理部長兼秘書室長           | 2019年 6月 | 株式会社りゅうせき取締役退任     |
| 2005年 6月 | 同取締役事業開発本部長             |          | 現在に至る              |
| 2011年 6月 | 同常務取締役事業開発本部長兼ホテル飲食事業部長 |          |                    |
| 2014年 5月 | りゅうせき商事株式会社代表取締役        |          |                    |

[重要な兼職の状況]

沖縄県経営者協会女性リーダー一部会会長

社外取締役候補者とした理由

富原加奈子氏につきましては、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、他社役員経験に基づく経営管理に関する豊富な経験と専門的な知見により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者と認められることから、新たに社外取締役候補者としました。

- 注 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 譜久山當則氏、花崎正晴氏、富原加奈子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 譜久山當則氏は、現在当行の社外取締役であり、社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
4. 当行は譜久山當則氏を独立役員として株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、花崎正晴氏、富原加奈子氏が取締役に選任され就任した場合は、両氏を新たに独立役員として届け出る予定であります。
5. 当行は、会社法第427条第1項および当行定款の規定に基づき、譜久山當則氏との間において会社法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏が取締役に再任され就任した場合は、当該契約を継続する予定であります。また、花崎正晴氏、富原加奈子氏が取締役に選任され就任した場合は、同様の契約を締結する予定であります。

(ご参考) 当行の独立役員の独立性判断基準につきましては、17頁から18頁に記載しております。

## 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役4名のうち3名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者につきましては、コーポレートガバナンス委員会の審議を経て決定しております。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
①	とよ だ りょう じ 豊 田 良 二	常勤監査役 <span>再任</span>
②	たか はし しゅん すけ 高 橋 俊 介	社外監査役 <span>再任</span> <span>社外</span>
③	なか やま きょう こ 中 山 恭 子	社外監査役 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>女性</span>



# 1 豊田 良二

再任

## 略歴、地位および重要な兼職の状況

1983年 4月	当行入行	2016年 6月	株式会社リウコム 取締役副社長
2010年 6月	同事務統括部長		
2012年 6月	同監査部長	2017年 6月	当行常勤監査役
2014年 6月	同リスク統括部長		現在に至る
2015年 6月	同執行役員リスク統括部長		
2016年 6月	同非常勤執行役員		

生年月日	1960年8月25日生
所有する当行の株式数	1,300株
取締役会への出席状況	15回/15回 (100%)
監査役会への出席状況	15回/15回 (100%)

### 監査役候補者とした理由

豊田良二氏につきましては、事務統括部長、監査部長、執行役員リスク統括部長、事業会社の取締役副社長を歴任し、2017年6月より監査役を務めている経験および実績等からみて、当行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、監査役候補者としました。



生年月日  
1954年9月18日生  
所有する当行の株式数  
0株  
取締役会への出席状況  
15回/15回 (100%)  
監査役会への出席状況  
15回/15回 (100%)

2 <sup>たか</sup> <sup>はし</sup> 高橋 <sup>しゅん</sup> <sup>すけ</sup> 俊介

再任  
社外

略歴、地位および重要な兼職の状況

1993年 7月	ワトソンワイアット株式会社代表取締役社長 (1997年 6月退任)	2011年11月 同特任教授 2016年 6月 当行監査役 現在に至る
1997年 7月	ピープル・ファクター・コンサルティング設立	.....
2000年 5月	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授	<b>[重要な兼職の状況]</b> 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 ピープル・ファクター・コンサルティング代表

社外監査役候補者とした理由

高橋俊介氏につきましては、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、コンサルタントおよび大学教授としての豊富な経験と高い見識からみて、当行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、社外監査役候補者としました。





生年月日

1973年11月17日生

所有する当行の株式数

0株

取締役会への出席状況

15回/15回 (100%)

監査役会への出席状況

15回/15回 (100%)

3 なか やま きょう こ  
中山 恭子

再任

社外

女性

## 略歴、地位および重要な兼職の状況

2003年10月	山内眞樹公認会計士事務所 所入所	[重要な兼職の状況] J T S 税理士法人代表社員 公認会計士、 税理士
2003年12月	税理士登録	
2007年 5月	公認会計士登録	
2016年 6月	当行監査役	
2019年 2月	J T S 税理士法人代表社員 現在に至る	

## 社外監査役候補者とした理由

中山恭子氏につきましては、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、会計の専門家としての豊富な経験と高い見識から、当行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、社外監査役候補者としました。

- 注
- 各監査役候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
  - 高橋俊介、中山恭子の両氏は、社外監査役候補者であります。
  - 当行は高橋俊介、中山恭子の両氏を、独立役員として株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に届け出ており、両氏が監査役に再任され就任した場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
  - 高橋俊介、中山恭子の両氏は現在、当行の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって両氏とも4年となります。
  - 中山恭子氏の氏名は職業上使用している氏名であり、戸籍上の氏名は戸田恭子氏であります。
  - 当行は、会社法第427条第1項および当行定款の規定に基づき、社外監査役との間において会社法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする責任限定契約を締結しております。社外監査役候補者である高橋俊介、中山恭子の両氏が再任され就任した場合は、当該契約を継続する予定であります。

(ご参考) 当行の独立役員の独立性判断基準につきましては、17頁から18頁に記載しております。

以上

## (ご参考)

### 独立役員の独立性判断基準

#### 1. 独立性の要件

当行において独立性のある役員とは、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を踏まえ、法令等により求められる社外取締役または社外監査役の要件を満たし、かつ、以下の(1)～(7)のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当行の主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- (4) 当行の主要株主またはその業務執行者
- (5) 当行が寄付を行っている先またはその業務執行者
- (6) 最近において上記(1)から(5)までのいずれかに該当していた者
- (7) 次の①から④までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者
  - ① 上記(1)から(6)までに掲げる者
  - ② 当行の子会社の業務執行者
  - ③ 当行の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役の独立性を判断する場合に限る。）
  - ④ 最近において前②、③または当行の業務執行者（社外監査役の独立性判断にあたっては、業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者

#### 2. 独立性の判断基準

上記「1.」に掲げる各要件を実質的に判断する基準は、東京証券取引所の「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」を踏まえ、以下の通りとする。

##### (1) 「主要な取引先」

上記「1. (1)・(2)」における「主要な取引先」とは、当行または取引先の事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先とし、具体的な判断基準は以下の通りとする。

- ① 当行を取引先とする者については、当該取引先の直近事業年度の売上高に占める当行からの売上の割合が2%以上の場合
- ② 当行の取引先については、当行の直近事業年度の業務粗利益に占める当該取引先からの収益の割合が2%以上の場合
- ③ 与信取引先については、当行が当該取引先に対し当行の直近事業年度末の総資産の2%以上の与信を行っている場合、または、当行と同規模以上の与信取引を行っている金融機関がほかになく、かつ、当行の自己査定に基づく債務者区分等からみて、当該取引先の資金調達において当行との与信取引が必要不可欠であり、代替性がない程度に依存していると判断される場合
- ④ 預金取引先については、当該取引先が当行に対して当行の直近事業年度末の総資産の2%以上の預金を行っている場合

(2) 「業務執行者」

上記「1. (1)・(2)・(4)・(5)・(7)」における「業務執行者」の具体的な判断基準は、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者とし、業務執行取締役のみならず使用人を含み、監査役は含まれない。

(3) 「多額の」

上記「1. (3)」における「多額の」の具体的な判断基準は、以下の通りとする。

- ① 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計・法律等の専門家
- ② 直近事業年度の売上高に占める当行からの支払いの割合が2%以上のコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の専門サービスを提供する会社に所属する者

(4) 「主要株主」

上記「1. (4)」における「主要株主」の具体的な判断基準は、議決権比率が5%を超える株主とする。

(5) 「寄付」

上記「1. (5)」における「寄付を行っている先」の具体的な判断基準は、当行から過去3年平均で年間10百万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付を受けている場合とする。

(6) 「最近」

上記「1. (6)」「1. (7)」における「最近」とは、実質的に現在、上記「1. (1)」から「1. (5)」までに掲げる事由に該当している者と同視できるような場合とし、具体的な判断基準は直近1年間に上記「1. (1)」から「1. (5)」までのいずれかに該当していた場合とする。

(7) 「重要」

上記「1. (7)」における「重要」な者とする具体的な判断基準は、以下の通りとする。

- ① 業務執行者については、各会社の役員・部長クラスの者
- ② 専門サービス会社に所属する者については、各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）

(8) 「近親者」

上記「1. (7)」における近親者とは配偶者または二親等内の親族とする。

3. 独立役員の選任基準

上記「1.」の(1)から(7)以外の事情で、当行の一般株主全体との間で恒常的に実質的な利益相反が生じると判断される場合は、独立性を認めないことがある。また、上記「1.」の(1)から(7)に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当行の独立役員としてふさわしいと当行が考える者については、当該人物が会社法上の社外取締役または社外監査役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当行の独立役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当行の独立役員とすることができる。

## 1. 当行の現況に関する事項

### ① 事業の経過及び成果等

#### 主要な事業内容

当行は、本店を含む営業店76カ店（うち出張所15）で構成され、銀行業務を中心とした金融サービスを提供しています。銀行業務では、預金業務、貸出業務、内国為替業務などを取り扱い、円滑な資金仲介機能を通して金融システムの安定、ひいては沖縄県経済の発展に向けて取り組んでいます。

#### 金融経済環境

2019年度の国内経済は、年度の前半は企業業績が堅調を維持し雇用情勢の着実な改善が続いたことから、消費にも底堅さがみられ緩やかな回復が続きました。年度の後半は、10月の消費税率引き上げ後に個人消費が弱含みとなり、また年度の終盤には新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済は大幅に下押しされ厳しい状況となりました。

県内経済においては、年度の前半は入域観光客数の増加を背景に観光が好調を維持し、高水準な民間・公共工事により建設も概ね順調に推移しました。さらに雇用情勢の改善により消費も概ね堅調に推移したことも伴い拡大を続けました。しかしながら、消費税率引き上げ後に消費が弱含み、年度の終盤には新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、特に入域観光客が激減し、宿泊施設の稼働が急低下するなど、観光が一転して弱くなったことから景気は後退しました。

#### 事業の経過および成果

このような環境のもと、中期経営計画「Customer Centric2017」の最終年となった今年度は、「顧客本位の収益モデルの展開」を目標に、コンサルティング業務を通じたソリューションの提供による顧客基盤拡大、非金利収入増強を図りながら、業務効率化および人材育成改革を積極的に推し進めてまいりました。

法人ビジネス戦略では、好調を維持していた沖縄県経済を支えるため資金ニーズへの積極的な対応や、事業承継支援、民事信託を活用した相続ニーズへの対応等に積極的に取り組みました。これらに加え、なお一層の法人ソリューション提案力の強化を目的に銀行本体にてリース案件の媒介業務を開始し、これにより従来の紹介業務よりも踏み込んだ提案が可能となりました。また、昨年度に引き続き「OKINAWA STARTUP PROGRAM」を株式会社沖縄タイムス社など県内4社と共同開催したほか「BORベンチャーファンド1号投資事業有限責任組合」を通じた出資を積極的に行

う等、他県にはない独自のベンチャー企業（スタートアップ）の創出・育成に取り組みました。

個人ビジネス戦略では、2019年6月に個人特化型店舗「パルコシティ出張所（りゅうぎん パルコシティ・パーソナルプラザ）」を新規に出店し、個人のお客様の資産運用のご相談から住宅ローンを含む各種ローンのご相談まで、ライフステージに応じたお客様の資産形成ニーズにお応えできる体制を整えました。また、2019年10月にはお客様の相続や資産承継ニーズをサポートするため、トータルプランニングの取り組みを強化することを目的に「遺言信託・遺産整理」業務の取り扱いを開始しました。

カード戦略では、個人向けのりゅうぎんVisaデビットカードが発行累計枚数13万枚を突破したほか、2017年1月より取り扱いを開始しているカード加盟店サービスの加盟店数は6,000店を突破しました。沖縄県と同様に観光客が増加しカード決済ニーズが高まりつつある奄美群島地域の奄美信用組合様とカード加盟店サービスの提携を行ったほか、地域活性化および地域住民の生活環境の充実を目的に八重山地域や伊江村などと「キャッシュレス推進に関する地域協定」を締結しました。また、2020年度には隣国台湾で最も浸透している「悠遊カード（悠遊卡股份有限公司）」の加盟店業務を国内初で開始することになり、今後は日本国内での展開を支援させていただくこととなりました。今後も引き続き、沖縄本島のみならず、これまで金融サービスの提供が難しかった離島地域においても、金融仲介機能を発揮し地域社会の発展に寄与してまいります。

業容面では、貸出金の期末残高は地公体向け貸出が減少したものの、個人向けが住宅ローンを中心に増加したほか、法人向けも不動産業を中心に増加したことから前期末を249億69百万円上回る1兆7,456億13百万円となりました。預金等（譲渡性預金含む）の期末残高は、公金預金が減少したものの、個人預金、法人預金、金融預金が堅調に推移した結果、前期末を582億68百万円上回る2兆2,568億82百万円となりました。

収益面では、経常収益は、株式等売却益の減少によるその他経常収益の減少及び有価証券利息配当金の減少による資金運用収益の減少があったものの、国債等債券売却益の増加によるその他業務収益の増加及びカード関連業務等の役務取引等収益の増加により、前期を4億36百万円上回る424億90百万円となりました。

一方、経常費用は、利回り低下による預金利息の減少等により資金調達費用が減少したものの、国債等債券償還損の増加によるその他業務費用の増加、物件費の増加による営業経費の増加及び一般貸倒引当金繰入額の増加によるその他経常費用の増加等により、前期を24億58百万円上回る371億16百万円となりました。

この結果、経常利益は前期を20億22百万円下回る53億74百万円、当期純利益は前期を13億65百万円下回る40億9百万円となりました。

### 対処すべき課題

これまで好調に推移してきた沖縄県経済は、2019年末頃より日韓関係の悪化や新型コロナウイルス感染症拡大などにより、観光関連業にとどまらず幅広い業種で非常に大きな影響を受けています。その影響は雇用環境にも及んでおり、全体的にリーマンショック時よりも厳しい状況だと認識しています。

当行は営業現場よりお客様を訪問し新型コロナウイルス感染症拡大の影響を確認したうえで、借入金の元金返済を据え置く提案を行っているほか、新規の借入相談にも積極的に応じるなど、お客様の資金繰りを支援しております。

さらに、沖縄振興開発金融公庫との連携、電話での相談受付の開始、雇用助成金相談窓口を設置するなどお客様の支援体制を強化しました。また、行員が感染するリスクに備えて二交代制の勤務体制とするなど、金融サービスの継続にも全力で取り組んでおります。

このような厳しい環境の中ではありますが、2020年4月より中期経営計画「SINKA 2020」（期間3年：2020年4月～2023年3月）をスタートさせました。

新しい中期経営計画「SINKA 2020」では、「景況に左右されず、どんな時も地域を支え、地域の発展に寄与する真のリーディングバンクへ」を目指す姿に掲げ、前回の中期経営計画の流れを汲みつつ、預金、融資、為替といった銀行本来のコア業務を「進化」させ、新たに取り組んできたキャッシュレス決済などの銀行付随業務の「深化」を図り、琉球銀行グループ全役職員がチャレンジし続けることで「SINKA」していくという思いが込められております。

具体的には、人材育成改革によりお客様に付加価値の高いサービスを提供できる人材を増やしていくとともに、営業店現場改革による業務効率化を徹底的に行い、お客様と向き合う時間を創出することで顧客本位の業務運営態勢を確立させ、法人ビジネス戦略、リテールビジネス戦略、キャッシュレス戦略、チャンネル戦略で掲げた各施策をスピーディーに実行に移し、新中期経営計画の目指す姿に掲げる「景況に左右されず、どんな時も地域を支え、地域の発展に寄与する真のリーディングバンクへ」の達成に向け取り組んでまいります。

今後も引き続き、「地域から親しまれ、信頼され、地域社会の発展に寄与する銀行」という経営理念を達成すべく、地域の課題解決に努め、お客様が真に求める商品・サービスの提供に努めてまいります。



## 2 財産及び損益の状況

(単位:億円)

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預	金	20,245	20,885	21,591	22,182
	定期性預金	8,498	8,060	7,629	7,356
	その他	11,746	12,825	13,962	14,825
譲渡性預金		229	310	394	386
社債		120	120	—	—
貸出金		15,300	16,194	17,206	17,456
	個人向け	5,573	5,768	6,046	6,287
	中小企業向け	7,730	8,286	8,947	9,039
	その他	1,996	2,140	2,212	2,129
有価証券		4,257	4,107	2,820	2,613
	国債	1,644	1,222	746	739
	地方債	140	82	75	1,195
	その他	2,472	2,803	1,999	679
総資産		22,161	23,219	23,516	23,962
内国為替取扱高		145,018	146,432	149,530	159,405
外国為替取扱高		15,651百万ドル	13,554百万ドル	11,196百万ドル	15,192百万ドル
経常利益		7,414百万円	10,759百万円	7,397百万円	5,374百万円
当期純利益		5,012百万円	7,827百万円	5,374百万円	4,009百万円
1株当たり当期純利益		131円58銭	205円21銭	131円29銭	93円43銭
信託財産		—	—	—	—
信託報酬		一百万円	一百万円	一百万円	一百万円

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)で除して算出しております。

<ご参考> 連結業績の推移

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	60,717百万円	63,027百万円	62,117百万円	62,735百万円
経常利益	9,711百万円	12,395百万円	8,661百万円	6,919百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	6,494百万円	8,785百万円	6,105百万円	4,951百万円
包括利益	3,977百万円	9,358百万円	6,108百万円	3,297百万円
純資産額	1,109億円	1,179億円	1,281億円	1,299億円
総資産	22,535億円	23,587億円	23,896億円	24,356億円

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

③ 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位:百万円)

設備投資の総額	2,832
---------	-------

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 上記はシステム関連投資及び土地が中心で、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含んでおります。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア関連	1,953
土地	240
営業店等設備 (改修・更改)	189
店舗新設・移転	133

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。



#### ④ 重要な親会社及び子会社等の状況

##### イ. 親会社の状況

該当ございません。

##### ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
りゅうぎんビジネスサービス株式会社	那覇市久茂地1丁目9番17号	現金精査整理業務等	1983年9月16日	10百万円	100.00%	—
株式会社りゅうぎん総合研究所	那覇市壺川1丁目1番地9	産業、経済、金融に関する調査研究業務等	2006年6月28日	23百万円	100.00%	—
株式会社りゅうぎんディーシー	那覇市久茂地1丁目7番1号	クレジットカード業務等	1984年4月25日	195百万円	100.00%	—
りゅうぎん保証株式会社	那覇市壺川1丁目1番地9	信用保証業務等	1979年7月2日	20百万円	100.00%	—
株式会社OC	那覇市松山2丁目3番10号	クレジットカード業務等	2008年8月26日	279百万円	100.00%	—
株式会社琉球リース	那覇市久茂地1丁目7番1号	総合リース業務等	1972年5月10日	346百万円	100.00%	—

### 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、ATMの相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
5. 株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行と提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行と提携し、現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
7. じゅうだん会（八十二銀行、山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、阿波銀行、宮崎銀行、琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は、2006年1月に八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。

### ⑤ 事業譲渡等の状況

該当ございません。

## 2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

### ① 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
金城 棟 啓	取締役会長（代表取締役） 監査部担当		
川 上 康	取締役頭取（代表取締役）		
松 原 知 之	専務取締役（代表取締役） 営業統括部、営業推進部、 事務統括部、事務集中部、 ペイメント事業部、 リテール事業部担当		
普久原 啓 之	常務取締役 審査部、リスク統括部担当		
渡嘉敷 靖	常務取締役 法人事業部、証券国際部、 法人営業部担当		
城 間 泰	常務取締役 総合企画部、人事部、 総務部担当		
井 口 郁	取締役 本店営業部長		注1
伊志嶺 達 朗	取締役 法人事業部長		注1
下 地 芳 郎	取締役（社外役員）	一般財団法人沖縄観光コンベンション ビューロー会長 琉球大学国際地域創造学部客員教授	注2,4
譜久山 當 則	取締役（社外役員）		注2,4
豊 田 良 二	監査役（常 勤）		
高 橋 俊 介	監査役（社外役員）	慶應義塾大学大学院政策・メディア研 究科特任教授 ピープル・ファクター・コンサルティ ング 代表	注3,4
中 山 恭 子	監査役（社外役員）	JTS税理士法人代表社員 公認会計士、税理士	注3,4, 5,6
北 川 洋	監査役（社外役員）		注3,4

注 1. 2020年4月1日付で次のとおり取締役の地位及び担当の変更がありました。

氏名	地位及び担当
井口 郁	取締役 (非常勤)
伊志嶺 達朗	取締役 (非常勤)

2. 取締役下地芳郎氏及び譜久山當則氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役高橋俊介氏、中山恭子氏及び北川洋氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 下地芳郎氏、譜久山當則氏、高橋俊介氏、中山恭子氏及び北川洋氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 監査役中山恭子氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 中山恭子氏の氏名は職業上使用している氏名であり、戸籍上の氏名は戸田恭子氏であります。

## ② 会社役員に対する報酬等

(単位:百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	11人	158 (38)
監査役	4人	28 (—)
計	15人	186 (38)

- 注 1. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は21百万円であります。
2. 2019年度より社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を支給しております。「報酬等」欄の括弧内書はその支給額であります。
  3. 報酬限度額(年額)は、取締役が168百万円 (うち社外取締役は15百万円)、監査役が36百万円であり、譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、上記とは別枠で80百万円とすることを株主総会で承認いただいております。
  4. 2019年度より、ストック・オプション報酬制度を廃止しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### ① 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他活動状況
下地 芳郎	3年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回出席しております。 また、監査役会にオブザーバーとして8回出席しております。	行政機関における豊富な経験や大学教授経験に基づく専門的な知見により議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。
譜久山當則	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回出席しております。 また、監査役会にオブザーバーとして13回出席しております。	公的金融機関の理事長経験に基づく金融全般に関する豊富な経験と専門的な知見により議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。
高橋 俊介	3年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回、監査役会15回のうち15回出席しております。	コンサルタントおよび大学教授としての豊富な経験と高い見識から、議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項等を協議しております。
中山 恭子	3年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回、監査役会15回のうち15回出席しております。	会計の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項等を協議しております。
北川 洋	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回、監査役会15回のうち15回出席しております。	他社役員経験に基づく企業経営に関しての豊富な経験と高い見識から、議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項等を協議しております。

## ② 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	16	—

注 2019年度より、ストック・オプション報酬制度を廃止しております。

## ③ 社外役員の意見

特段ございません。

## 4. 当行の株式に関する事項

① 株 式 数	発行可能株式総数	65,000千株
	発行済株式の総数 (自己株式を除いております。)	42,927千株

② 当年度末株主数	13,265名
-----------	---------

## ③ 大 株 主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,440千株	5.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,169	5.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,351	3.14
琉 球 銀 行 行 員 持 株 会	1,002	2.33
D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O	949	2.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	923	2.15
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	772	1.79
オ リ オ ン ビ ー ル 株 式 会 社	694	1.61
沖 縄 電 力 株 式 会 社	689	1.60
大 同 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	615	1.43

注 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(180千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 第104期末(2020年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	305,664	預金	2,218,250
現金	39,494	当座預金	27,926
預け金	266,170	普通預金	1,397,312
買入金銭債権	34	貯蓄預金	6,188
金銭の信託	4,103	通知預金	304
有価証券	261,394	定期預金	735,665
国債	73,938	その他の預金	50,855
地方債	119,547	譲渡性預金	38,631
社債	7,747	債券貸借取引受入担保金	4,001
株式	6,184	借入金	36
その他の証券	53,976	借入金	36
貸出金	1,745,613	外国為替	225
割引手形	4,895	売渡外国為替	220
手形貸付	133,164	未払外国為替	5
証書貸付	1,467,039	その他負債	6,609
当座貸越	140,513	未払法人税等	1,179
外国為替	7,955	未払費用	782
外国他店預け	7,950	前受収益	1,095
取立外国為替	4	金融派生商品	171
その他資産	38,507	資産除去債務	264
前払費用	42	その他の負債	3,115
未収収益	1,418	賞与引当金	613
先物取引差入証拠金	1,248	退職給付引当金	224
金融派生商品	2	睡眠預金払戻引当金	70
中央清算機関差入証拠金	32,000	偶発損失引当金	99
その他の資産	3,795	再評価に係る繰延税金負債	1,985
有形固定資産	20,140	支払承諾	9,568
建物	5,564	負債の部合計	2,280,316
土地	12,757	純資産の部	
建設仮勘定	175	資本金	56,967
その他の有形固定資産	1,644	資本剰余金	12,926
無形固定資産	4,549	資本準備金	12,840
ソフトウェア	3,458	その他資本剰余金	86
その他の無形固定資産	1,091	利益剰余金	45,010
前払年金費用	1,025	利益準備金	2,949
繰延税金資産	3,898	その他利益剰余金	42,061
支払承諾見返	9,568	繰越利益剰余金	42,061
貸倒引当金	△ 6,230	自己株式	△ 250
資産の部合計	2,396,224	株主資本合計	114,654
		その他有価証券評価差額金	163
		繰延ヘッジ損益	1
		土地再評価差額金	838
		評価・換算差額等合計	1,003
		新株予約権	250
		純資産の部合計	115,908
		負債及び純資産の部合計	2,396,224

第104期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		42,490
資金運用収益	29,543	
貸出金利息	26,529	
有価証券利息配当金	2,126	
コールローン利息	△ 3	
預け金利息	83	
その他の受入利息	807	
役務取引等収益	7,233	
受入為替手数料	1,760	
その他の役務収益	5,473	
その他業務収益	4,019	
外国為替売買益	149	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	3,388	
金融派生商品収益	481	
その他経常収益	1,694	
償却債権取立益	332	
株式等売却益	114	
睡眠預金払戻引当金取崩額	39	
金銭の信託運用益	79	
その他の経常収益	1,128	
経常費用		37,116
資金調達費用	1,256	
預金利息	1,265	
譲渡性預金利息	9	
コールマネー利息	△ 18	
債券貸借取引支払利息	0	
借入金利息	0	
役務取引等費用	5,067	
支払為替手数料	352	
その他の役務費用	4,715	
その他業務費用	2,967	
国債等債券売却損	1,363	
国債等債券償還損	1,603	
営業経費	24,618	
その他経常費用	3,205	
貸倒引当金繰入額	601	
貸出金償却	510	
株式等売却損	1,195	
株式等償却	260	
偶発損失引当金繰入	4	
その他の経常費用	632	
経常利益		5,374
特別利益		9
固定資産処分益	9	
特別損失		102
固定資産処分損	96	
減損損失	6	
税引前当期純利益		5,281
法人税、住民税及び事業税	1,908	
法人税等調整額	△ 636	
法人税等合計		1,272
当期純利益		4,009



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	305,962	預金	2,213,744
買入金銭債権	34	譲渡性預金	30,631
金銭の信託	4,103	債券貸借取引受入担保金	4,001
有価証券	258,436	借入金	20,123
貸出金	1,723,532	外国為替	225
外国為替	7,955	その他負債	22,308
リース債権及びリース投資資産	24,914	賞与引当金	674
その他資産	76,425	退職給付に係る負債	1,123
有形固定資産	22,766	役員退職慰労引当金	35
建物	5,738	睡眠預金払戻引当金	70
土地	13,426	偶発損失引当金	99
リース資産	10	ポイント引当金	183
建設仮勘定	175	利息返還損失引当金	366
その他の有形固定資産	3,414	再評価に係る繰延税金負債	1,985
無形固定資産	4,930	支払承諾	10,156
ソフトウェア	3,832	<b>負債の部合計</b>	<b>2,305,729</b>
リース資産	3	純資産の部	
その他の無形固定資産	1,094	資本金	56,967
退職給付に係る資産	412	資本剰余金	14,264
繰延税金資産	5,307	利益剰余金	58,625
支払承諾見返	10,156	自己株式	△ 250
貸倒引当金	△ 9,248	株主資本合計	129,606
<b>資産の部合計</b>	<b>2,435,689</b>	その他有価証券評価差額金	163
		繰延ヘッジ損益	1
		土地再評価差額金	838
		退職給付に係る調整累計額	△ 899
		その他の包括利益累計額合計	103
		新株予約権	250
		<b>純資産の部合計</b>	<b>129,960</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2,435,689</b>

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		62,735
資金運用収益	29,393	
貸出金利息	26,785	
有価証券利息配当金	1,718	
コールローン利息及び買入手形利息	△ 3	
預け金利息	84	
その他の受入利息	808	
役務取引等収益	9,929	
その他業務収益	21,455	
その他経常収益	1,955	
償却債権取立益	414	
その他の経常収益	1,541	
経常費用		55,815
資金調達費用	1,326	
預金利息	1,265	
譲渡性預金利息	9	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 18	
債券貸借取引支払利息	0	
借入金利息	65	
その他の支払利息	3	
役務取引等費用	4,885	
その他業務費用	18,414	
営業経費	27,439	
その他経常費用	3,748	
貸倒引当金繰入額	718	
その他の経常費用	3,029	
経常利益		6,919
特別利益		9
固定資産処分益	9	
特別損失		102
固定資産処分損	96	
減損損失	6	
税金等調整前当期純利益		6,826
法人税、住民税及び事業税	2,527	
法人税等調整額	△ 652	
法人税等合計		1,874
当期純利益		4,951
親会社株主に帰属する当期純利益		4,951

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社 琉球銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 耕田 一英 ①

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川口 輝朗 ①

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社琉球銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

株式会社 琉球銀行  
取締役会 御中

2020年5月13日

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 耕田 一英 ①

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川口 輝朗 ①

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社琉球銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社琉球銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監査報告書

監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成るグループ企業の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。  
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）について「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。  
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社 琉球銀行 監査役会

常勤監査役 豊田 良二 ㊞

社外監査役 高橋 俊介 ㊞

社外監査役 中山 恭子 ㊞

社外監査役 北 川 洋 ㊞



<メモ欄>

A series of horizontal dashed lines for writing notes.



# 株主総会会場のご案内

場 所：那覇市泉崎 2丁目46番地 TEL(098)853-2111  
沖縄ハーバービューホテル 2階 彩海の間

交 通：「那覇バスターミナル」または  
「ゆいレール壺川駅」より徒歩約10分



## <新型コロナウイルスに関するお知らせ>

本株主総会においては、株主様の安全を第一に考え、例年よりも大幅に縮小した規模で開催させていただくことを決定いたしました。座席についても2m間隔の距離を設けるため、会場の座席数を最大70席程度とさせていただきます。そのため座席数に達した場合は、ご入場をお断りする場合がございます。ご理解ご協力のほど、何卒お願い申し上げます。

株主様におかれましても極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、総会当日のご出席の見合わせもご検討くださいますようお願い申し上げます。

(別紙「お願いについて」ご参照)

※本年より、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただきます。また、2020年7月以降の株主優待定期預金を廃止させていただくこととなりました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。